

平成19年10月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成19年10月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成19年10月4日(木) 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 会議録署名委員の指名
  - 5 議案第26号 平成19年度市川市教育功労者の決定について  
議案第27号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の制定について  
議案第28号 市川市中央図書館、市川市映像文化センター及び市川市教育センターの管理に関する規則及び市川市立図書館規則の一部改正について  
議案第29号 市川市教育委員会の事務の補助執行に関する協議について
  - 6 その他
    - (1) 平成19年9月定例市議会について
    - (2) 平成19年度各部の取り組み方針について
    - (3) 市川市こども作品展・新聞展について
    - (4) 市川市児童生徒音楽会について
    - (5) 市川市児童生徒科学展について
    - (6) 全国学力・学習状況調査の結果について
  - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第26号 平成19年度市川市教育功労者の決定について  
議案第27号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の制定について  
議案第28号 市川市中央図書館、市川市映像文化センター及び市川市教育センターの管理に関する規則及び市川市立図書館規則の一部改正について  
議案第29号 市川市教育委員会の事務の補助執行に関する協議について

## 2 その他

- (1) 平成19年9月定例市議会について
- (2) 平成19年度各部の取り組み方針について
- (3) 市川市こども作品展・新聞展について
- (4) 市川市児童生徒音楽会について
- (5) 市川市児童生徒科学展について
- (6) 全国学力・学習状況調査の結果について

5 出席委員 五十嵐 芙美子  
吉岡 博之  
宇田川 進  
西垣 惇吉

6 欠席委員 井関 利明

## 7 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部長	田中 庸惠
学校教育部次長	山崎 繁	生涯学習部長	鋒崎 修二
生涯学習部次長	浮ヶ谷 隆一	企画調整課長	福田 明
教育総務課長	青木 一雄	就学支援課長	松本 辰夫
教育施設課長	渡邊 静男	義務教育課長	古山 弘志
指導課長	高橋 邦夫	保健体育課長	西川 裕二郎
教育センター所長	伊東 秀樹	生涯学習振興課長	齋藤 忠昭
地域教育課長	鈴木 郁夫	青少年育成課長	石井 正夫
公民館センター長	堀切 公雄	中央図書館長	漆原 利一
考古博物館長	堀越 正行	自然博物館長	西 博孝

## 8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	山田 修一
〃	副主幹	高井 裕美子
〃	副主幹	谷内 弘美

## ○ 五十嵐委員長

ただ今より、平成 19 年 10 月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、この定例会の会期は本日 1 日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行いたします。会議録署名委員の指名を行いません。会議規則第 39 条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、宇田川委員を指名いたします。続きまして、議案に入らせていただきます。議案第 26 号 平成 19 年度市川市教育功労者の決定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○ 教育総務課長

資料は、1 ページから 14 ページになります。本案は、表彰候補者選考委員会において、個人 10 名、団体 2 団体が、平成 19 年度の表彰候補者として決定しましたことから、市川市教育功労者表彰規程第 6 条第 2 項の規定により提案するものでございます。表彰者決定までの手続きとしては、まず各所管課長に候補者の推薦を依頼し、表彰候補者を決定するわけですが、その際、表彰候補者選考委員会に諮ります。この選考委員会は教育長、教育次長、各部長、各次長の 8 名で構成されており、この度、表彰候補者が決定いたしましたので、本日、教育委員会に諮り表彰者の決定をするものです。候補者の推薦については、8 月下旬を期限とし各所管課長に依頼しました結果、今年度は 12 件の推薦がありました。内訳は、教育総務部より幼児教育関係 2 名、学校教育部より教職員・学校医関係 6 名、生涯学習部より社会教育関係の 2 名と 2 団体となります。選考委員会は 9 月 12 日に開催し、選考にあたっては、文部科学省などの上位団体において表彰を受けている場合は推薦しないこと。教職員については年数だけでなく功績内容を慎重に検討し、極力在職中に推薦すること。審議会等の委員については在任 6 年以上とし、貢献度や出席状況等を考慮すること。学校医関係については医師会などに推薦を依頼したものはそのまま推薦することといたしました。その結果、推薦を受けた 12 件が全会一致で表彰候補者として決定いたしました。つぎに、表彰候補者の主な功績について、ご説明いたします。3 ページの佐藤順一様は、市川市幼児教育振興審議会会長として幼児教育の振興と充実に尽力した功績、4 ページの川崎善明様は、市川市幼児教育振興審議会委員を 10 年にわたり務め、また市川市私立幼稚園協会会長として私立幼稚園の発展に寄与されるなど幼児教育の振興に尽力した功績でございます。5 ページの矢野次雄様については、福祉教育、人権教育、社会体験学習の推進に尽力した学校教育での功績、6 ページの中嶋信子様は、算数・数学の公開授業・提案を重ね、教員の算数授業力向上に尽力した学校教育での功績、7 ページの本間明美様は、学

校給食献立作成にあたり栄養士の指導的立場で尽力した功績でございます。8ページの野町淳様については、多年にわたり本市学校医として学校保健・健康教育に尽力した功績、9ページの石田剛様は、多年にわたり本市学校歯科医として歯科保健指導と健康増進に尽力した功績、10ページの池田陽子様は、多年にわたり本市学校薬剤師として学校保健活動の推進と発展に尽力した功績でございます。11ページの塚本育弘様は、明るい社会づくり市川・浦安協議会事務局長として中心的役割を果たし、子ども達の情操教育を目的したポスターコンクールの開催や少年の健全育成・非行防止に尽力した功績、12ページの嶋村寛様は、市川市少年センター運営協議会委員として少年の非行防止・健全育成・環境浄化等に尽力した功績でございます。また、団体として、13ページの市川図書館友の会は、図書館業務に日常的に携わり、職員の負担軽減や市民サービスの向上に尽力した功績、14ページの市川博物館友の会は、自主企画の講習会等の実施のみならず研究成果を図書として発表するなど学術や教育、市民文化の向上に尽力した功績でございます。以上です。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○ **五十嵐委員長**

今年は団体が2団体入っています。図書館の団体は市川図書館友の会以外にもボランティアの団体などあるのですか。

○ **中央図書館長**

図書館で活動している団体は、図書館友の会だけです。

○ **吉岡委員**

この賞の中に、画期的なことを行なって表彰された方と永年やっておられて表彰された方が混在しているように思います。特に教育者は、自分が試みたことや研究したことが表彰されるととても励みになると思うのです。別の賞を作っていただいて、表彰された方がそれをまた、励みにして教育活動を広げていただきたいと思います。

○ **教育総務課長**

市川市教育委員会教育長顕彰規程もございますので、今後、検討させていただきたいと思います。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第26号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第27号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則の制定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○ 中央図書館長

資料は 15 ページから 23 ページでございます。本案は、9 月定例教育委員会で臨時代理の報告をいたしました市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する議案が、9 月市議会定例会において可決されましたことを受け、市川市教育委員会として当該条例を施行するための規則を制定する必要があることから、提案するものでございます。規則の内容についてご説明いたします。資料は、16 ページから 23 ページでございます。この規則は、教育委員会がサービス主体となる住基カードの多目的利用について、そのサービスの提供に必要な事項を定めるものでございます。条文の要旨を掻い摘んで逐条的にご説明いたします。まず第 1 条でございます。ここでは、当該規則制定の趣旨を定めております。第 2 条では、多目的サービスの提供を受けるための申請書の様式を資料 20 ページの様式第 1 号とすることを定めております。第 3 条では、住基カードの多目的サービス提供の申請等にあたり、本人であることを確認するために照会し、持参させる文書の様式を資料 21 ページの様式第 2 号とすること、また、本人確認のために必要となる書類など、本人確認に関して必要な諸事項について定めております。なお、本条の第 6 項、それから、第 5 条に暗証番号という文言が出てまいります。これは、多目的サービスを受ける際に使用する個人識別番号のことですが、一般に、多目的サービスの提供を受けようとする場合は、この暗証番号を設定することが必要となります。しかし、今回の図書館資料の館外貸出しサービスの場合は、住基カードに貼付するバーコード番号で個人識別を致しますので、この暗証番号を設定する必要はございません。従いまして、暗証番号に関する規定は、今回の多目的サービスにおいては意味を持たないものですが、今後、教育委員会が提供する新たな多目的サービスで、暗証番号の設定を必要とする場合も考えられますので、そうした事態を想定しての規定ということでございます。第 4 条は、提供を受ける多目的サービスの変更に際して行なう申請書の様式を、資料 22 ページの様式第 3 号とするなど、提供を受ける多目的サービスの変更に必要な諸事項を定めております。第 5 条では、暗証番号の変更に際して行なう申請書の様式を、資料 23 ページの様式第 4 号とするなど、暗証番号の変更に必要な諸事項を定めるものですが、先ほど申し上げましたとおり、今回の多目的サービスにおいては、意味を持たない規定でございます。第 6 条は、住基カードの有効期限内に新たな住基カードの交付申請があった場合の多目的サービス提供の取り扱いについて定めるものでございます。第 7 条は、多目的サービスの提供の全部又は一部を停止することについて、その該当ケースについて定めるものでございます。第 8 条は、住基カードの紛失で多目的サービス提供の中止措置を受けた者の

中止措置の解除について定めるものでございます。第9条は、この規則に定めるもののほか、多目的サービスに係る住基カードの利用に関し必要な事項は別に定めるとする補則でございます。最後に、この規則の施行日ですが、サービスを開始する本年11月1日となっております。以上でございます。

○ **吉岡委員**

申請書の書式は分かりにくいところがあって、申請者がどこを記入するのかわからないので、太線の中を記入するなど説明を書いた方が良くと思います。

○ **生涯学習部長**

書式については、庁内統一の書式となっております。記載例の例示ですとか、職員がついてご案内をしますので、なるべく分かりやすいように例示をして対応させていただきたいと思えます。

○ **五十嵐委員長**

暗証番号は現在、必要がないけれども今後、暗証番号が必要になるケースというのはどのような場合が考えられますか。

○ **生涯学習部長**

今後、教育委員会で証明を出すなど住基カードを使用した方が、サービスの上で便利であるということになれば、住民票や税関係の証明と同じ様に住基カードと暗証番号で発行することができるということで、初めての規則の制定でありますから、今回、入れたものです。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第27号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第28号 市川市中央図書館、市川市映像文化センター及び市川市教育センターの管理に関する規則及び市川市立図書館規則の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **中央図書館長**

本案は、議案第27号と同様、9月定例会市議会において、市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正が可決されたことを受けまして、図書館の管理に関する規則を一部改正する必要がありますこと、更には、図書館サービスの一層の充実を図るため、ビデオディスクを館外貸し出し資料として新たに加えますことから、この2点について所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございます。27、28ページの新旧対照表をご覧ください。

さい。図書館の管理に関する規則は2本立てになっております。まず27ページの市川市中央図書館、市川市映像文化センター及び市川市教育センターの管理に関する規則は、中央図書館とその分室である平田図書室の管理について定めております。また、28ページの市川市立図書館規則では、行徳、南行徳、信篤の各図書館の管理について定めております。今回、この2つの規則を改正するわけですが、改正の中身は同じですので、まとめて説明させていただきます。まず、図書館資料の館外貸出しについて定めているそれぞれの規則の条文、市川市中央図書館、市川市映像文化センター及び市川市教育センターの管理に関する規則で申しますと、第4条でございます。また、市川市立図書館規則ですと、第7条になりますが、この条文に、それぞれ第3項として、図書館利用券以外にも図書館利用券機能付き住基カードで、図書館資料の館外貸出しサービスが受けられる旨の1項を追加いたします。また、図書館の新たなサービスとしてビデオディスクを館外貸出し資料に加えることとしておりますことから、それぞれの規則の館外において同時に利用できる図書館資料の貸出数量、貸出期間を定める条項、市川市中央図書館、市川市映像文化センター及び市川市教育センターの管理に関する規則ですと改正後の第4条第4項です。また、市川市立図書館規則ですと第7条第4項ですが、その表中の区分、視聴覚資料に、ビデオディスク、貸出数量1点、貸出期間15日とする文言を追加いたします。施行日については、いずれもサービスを開始する11月1日としております。以上でございます。

○ **吉岡委員**

図書等は、貸出数量が制限なしとなっておりますけれども、問題が起きたことはないのですか。

○ **中央図書館長**

問題が起きたことはございません。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案28号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に追加議案が出されておりますので、第29号市川市教育委員会の事務の補助執行に関する協議についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **企画調整課長**

先ほどの規則改正にありましたとおり、この11月1日から図書館業務にお

いて新しいサービスが始まります。この事務を図書館の職員だけで行うよりも、市長部局の職員に手伝ってもらう方が効率的であり、市民にとっても便利であることから、権限は教育委員会に残して事務の一部を市長部局の職員に執行してもらう、いわゆる補助執行の手続きが必要になりました。補助執行するためには、地方自治法第180条の7の規定により市長と協議する必要がありますので、今回の議案は市長宛てに協議の申し入れを行ってよろしいか伺うものです。つぎに、提案理由をご説明いたします。図書等の貸し出しにあたっては、現在は図書館カードを使用していますが、11月1日からは住民基本台帳カードでも図書館の本が借りられるサービスを始めようとしています。この住基カードは、申請受付から作成して発行するまでの事務を現在、市民課窓口のある部署および情報システム部で行っていることから、今回の住基カードに図書貸し出しの機能を追加する事務についても、同じ部署で行ってもらうよう依頼する必要性が生じたことから、今回提案するものです。続いて、2ページをお開きください。協議文書の内容になりますが、市長部局の職員に補助執行してもらう事務としては、1の(1)に記載してあります、住民基本台帳カードの多目的サービスに係る図書館業務に関することとなります。それでは、具体的に説明させていただきたいと思います。現在は、住基カードと図書館カードがそれぞれ別々の機能を持っていますが、図書館カードの裏側に印字されているバーコードを住基カードの裏側に印字することにより、住基カード1枚で図書も借りられるというサービスを行うものです。具体的な事務としましては、3ページの次をめくっていただき、右上に参考となっている資料を見てください。市川市住民基本台帳カード多目的利用等申請書ですが、市民課の窓口で取り扱っている住基カードのサービスは、サービスの種類として現在、自動交付機による住民票の交付以下5項目あります。この申請書のサービスの種類の箇所に関する項目を追加しまして、本来は図書館で行っている図書の貸し出し申し込みを市民課窓口でも受け付けてもらうと同時に、様式の左下に本人確認の項目がありますので、貸し出しできるか否かの審査もしてもらうこととなります。また、情報システム部では、情報プラザの2階で市民課窓口と同様に住基カード多目的利用の申請受け付けと住基カードに図書館カードのバーコードを印字してもらう事務を依頼することとなります。これが、市長部局の職員に補助執行をお願いする事務の内容となります。つぎに3ページを開いていただきたいと思います。この補助執行に関する協議書は、議案が可決された場合に、市長部局に提出するものとなります。以上で説明は終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

- **五十嵐委員長**

住基カードの書き替えはあるのですか。
- **中央図書館長**

住基カードは10年間の有効期限があります。
- **吉岡委員**

住基カードは写真有と写真なしがあります。写真有は身分証明書になります。教育委員会で行なう新しいサービスで、写真が必要なサービスはありますか。
- **生涯学習部次長**

可能性としてはあります。例えば、幼稚園の入園申請など、個人で行なう申請は今までは、住民票の台帳と照らし合わせていたのが、住基カードだけでよくなることも考えられます。これは、想定範囲ですが、申請書に書類を添付しているという業務、もしくは内部的に処理しているものであれば、住基カードが代わりになってくることは考えられます。
- **生涯学習部長**

当然のことながら、保険証で身分を確認させていただいているとか、免許証をお持ちでない方もいらっしゃると思いますので、教育委員会の関係の手続きの中では、写真付のカードは有効な本人確認の手段になってくると思います。
- **五十嵐委員長**

具体的には図書館カードを単独でいいという方はそのまま使えるのですか。
- **中央図書館長**

今、お使いいただいている図書館カードについては、そのままお使いいただけます。
- **生涯学習部長**

手続き上、申し込みをされる方にご不自由のないように市民課で、初めて住基カードを申し込まれた方の場合でも、手続きをしていただければ、今後このカードができたときには、図書館で本を借りることもできるということと、逆に教育委員会でお手伝いするのは、図書館に初めて来られた方で、本を借りたいので図書館カードを作りたいというリクエストがあったときに、住基カードは来年の3月まで無料発行ですから、合わせて住基カードを作っていただくと他のサービスも受けられますというのを図書館サイドでもご案内したいと考えています。
- **五十嵐委員長**

今、両方持っている方はどのようにしたらよいのですか。
- **中央図書館長**

図書館で住基カードにバーコードを貼って、図書館カードとしても使える

ようにします。

○ 宇田川委員

住基カードの普及率は、今どのくらいですか。

○ 中央図書館長

6月30日現在で、3.88パーセントです。

○ 五十嵐委員長

他に質疑がないようですので、議案第29号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 五十嵐委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)平成19年9月定例市議会について説明してください。

○ 教育次長

議会の日程は、9月5日から9月25日の21日間で、教育委員会に関わる議案質疑関係は、市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について、住基カードに図書館カード機能を付加するもので、質疑につきましては、主に住基カードそのものについての質問がほとんどでした。平成19年度市川市一般会計補正予算について、教育委員会に対しては、中国分小学校の保育クラブ設置に関する補正予算について、主にその契約内容と予算執行について、何点か質問がありました。次に、一般質問ですが、33名から一般質問があり、教育委員会関係はお配りしてあります資料のとおり、再質問のみの3名を含め13名の質問者がありました。主な質問と答弁ですが、教育総務部関係では、学校の安全対策として導入されたPHSをあまり活用されていないので撤去したらどうか。という質問に対し、もしもの時の備えなので、活用は少ないほうが好ましい、これに代わる有効な手段があれば検討していく、と答弁しました。また、理科室や第二音楽室等の特別教室にも冷暖房機をとという質問に対しましては、今までどおり、必要に応じて個別に対応していく、と答弁しました。校庭の芝生化をさらに推進すべきという質問に対しては、校庭全面の芝生化については課題も多いことから、今後は、芝生の継続的な維持管理が可能な学校のサブグラウンドや校庭の一部について検討していきたい、と答弁しました。次に学校教育部関係では、子どもたちの間にパソコン・携帯電話が普及し、インターネット上のサイトやメールを介した犯罪や危険から子どもたちを守るために委員会や各学校での対応は、という質問が2名の議員からありました。その対策として、フィルタリングサービスが極めて有効なことから、学校・家庭が役割を大切にしな

がら、協力して対策を取っていくと答弁しました。話はそれですが、議会前に開催されたPTA連絡協議会研究大会でもPTAとしても、携帯電話や有害サイトへのアクセスの問題は、重要な課題として捕らえ、対応していきたいと、自ら危機を訴えていました。協力して、それらの危険から子どもたちを守っていききたいと思います。次に、不登校や軽度発達障害等、細かいケアの必要な子どもたちへの対応は十分か、ということで2名の議員から質問がありました。これで完全に十分であるという到達点はないが、現在の施策や人員を有効に活用し対応していくと共に、さらに有効な対策があれば、この効果を検証し、本市としてもその対策としていく、と答弁しました。また、防犯対策・校外での子どもたちの安全ということで、1名からは、青パトの有効活用、もう1人の議員からはかけこみ110番の有効活用や地域安全マップの有効活用についての質問がありましたが、現状を説明すると共に、引き続き、学校・家庭・地域が協力した対応をとっていく旨を答弁しました。次に、生涯学習部関係ですが、姥山貝塚の今後ということで、文化遺産としての公園整備についての考えはという質問に対して、史跡としての第一次整備は終わっているので、今後、堀の内貝塚・曾谷貝塚を含めた総合的な整備計画をまとめていく中で検討していく、と答弁しました。また、校庭の夜間照明設置に関して、特定の学校に整備して欲しい、という質問に対しては、市全体の設置計画・また近隣の住民の理解が必要等の設置の前提を説明し、現状では当該校に設置することは厳しい、と答弁しました。また、AEDの設置についての再質問で、学校プール施設開放委託によりある学校に配置された管理員が、勤務態度が悪く、またAEDに関する講習を受けていないのは如何なものか、という質問がありました。勤務態度等個別の質問には答弁しませんが、さらにAEDを有効利用できるようにすることと管理員の救命講習にAEDの内容を取り入れることについては、適切に対応していきたいと答弁しました。全体には、今議会の中で、大きな課題を残したということはありませんでした。一つひとつの対応は、丁寧に誠意をもってということを徹底していきます。以上、その一部について説明させていただきました。

○ **吉岡委員**

校庭を芝生にしてもらいたいというのは、どのようなことから要望しているのですか。

○ **教育総務部長**

市内3校でモデル校として芝生化にしまして、大和田小学校、南新浜小学校は順調に育っております。そこでの芝生化の検証をいたしますと、子どもたちが芝生の上で遊んでいますと昆虫類が飛来してきますので、一緒に遊ぶ

とか、夏の照り返しが少ないので涼しく感じられるいい面があります。その反面、植物ですので、手入れが必要になります。水まき、芝刈りなど手がかかります。面積が広いので、学校の負担にもなります。今、順調に育っている学校は、保護者の方が全員体制で管理をするなど、管理体制が整っています。ところが、質問者が期待しているところは、いい面があるのだから芝生化を拡大して欲しいというものです。教育委員会としては、いい面は認めるのですが、管理体制がしっかりしていませんと投資した予算が無駄になってしまう場合がありますので、管理体制がしっかりしているところから、拡大していきたいとお答えいたしました。

○ **吉岡委員**

大和田小学校は管理がとても大変で、管理上、立ち入り禁止にしなければならないなど、不便な点もありますので、よく検証してからやっていただきたいと思います。もう一点、不登校対策で、ホットステーションというのをはじめて聞いたのですが、市川にも不登校児を受け入れる施設はありますか。

○ **学校教育部次長**

ホットステーションの内容については、定かにはなっておりません。議会でご指摘がありましたのは、八王子市立で、廃校を利用して、不登校の子供向けに学校を作ったという実践がございます。また、最近、NPO等で不登校の受け入れもしておりますので、ひとつの事例として、市川でもそういった考えはないのかというご質問でした。事例としては承知しておりましたけれども、市川でも適応指導教室をもってありますし、中学でも支援教室をそれぞれ設けており、効果もでておりますので、まずはそれをきちんと詰めていくということで答弁させていただきました。プログラムの内容はまだ固まっていないようです。

○ **吉岡委員**

携帯にフィルターを掛けるということ是可以するのですか。

○ **教育次長**

保護者がそのような契約をすればできます。学校のパソコンもそのようにしてあります。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(2)平成19年度各部の取り組み方針について説明をしてください。

○ **教育総務部次長**

教育総務部の取り組み方針について、説明をさせていただきます。資料は教育総務部、学校教育部、生涯学習部の各部が一緒になっております。実現に向けた施策の基本方針は7つございます。(1)災害に強い学校づくりは19年度取り組み施策として、災害に強い学校施設の整備として、耐震補強工事を平成19年度で3校、屋内運動場3棟について実施します。外壁改修工事

を6校で実施いたします。毎年行なっていることですが、小中幼稚園の校舎の危険箇所を点検しまして、優先順位を決めて修繕を行ないます。現在、また、耐震改修事業として、10ヵ年の計画がございます。できるだけ前倒して事業を行いたいところですので、今年中に新たな計画ないし見直し案を作る予定であります。(2)健康で明るい学校づくりは、19年度取り組み施策としては、幼稚園へのエアコン整備ということで、二俣、稲荷木、大洲幼稚園の3園に整備をいたします。次に小中学校へのエアコンの整備は現在、準備を進めているところです。トイレの改修事業は、通常の修繕とか清掃関係についてかなりの数を行なっております。ただ、今後、大規模改修工事を行なっていくことを考えております。次に(3)中長期な視点に立った学校整備計画は、特別支援学校小学部分校整備事業として、特別支援学校の分校を稲越小に整備します。来年4月の供用開始に向けて整備をすることと併せまして、特別支援学校と稲越小学校の教職員、保護者また、教育委員会で構成する運営委員会を設置しまして、4月以降の学校運営がスムーズに行くように協議を重ねております。次に、教室不足への対応ですけれども、19年度は大野小と柏井小に増設をいたします。その後、今後の教室不足対策として宮田小、国府台小、中国分小、信篤小、行徳小、また、大型マンション等の関係で必要とするところが、信篤小、鬼高小、新井小、稲荷木小、幸小がございます。(4)幼児教育振興プログラムの策定並びに市立幼稚園の将来ビジョンは平成18年度、幼児教育振興審議会から就園率の低い市立幼稚園については、定員の見直しを図る旨の答申をいただいております。その付帯事項としまして、施設の余裕部分の活用について検討をすること、幼児教育センターの構想をまとめ検討していくこと、がでございます。これに基づきまして、本年、幼児教育振興プログラムの策定を進めております。定員の見直しを検討するために幼児数の推計をしております。それから、公立幼稚園、私立幼稚園の役割の明確化、特に公立幼稚園については、障害をもったお子さんの学級、ひまわり学級を増設する計画案を作成しております。(5)統合教育の充実は、障害児と健常児とが一緒に教育を受けて、その中で統合教育を推進するということです。何を支援するかといいますと、相談業務の充実を図るものでございます。その下に公立幼稚園、私立幼稚園の教育相談、教育相談員の派遣の昨年の実績を載せております。今年度も引き続き進めておりまして、昨年度の延べ156日に対して、今年度は201日分の予算をとりまして実施する予定でございます。(6)幼稚園における子育て支援の充実ですが、幼稚園等に在園する園児の保護者のうち、子どもを3人以上養育している世帯に対する子育て支援補助金制度を創設しましたので、この募集をするものです。また、公立幼稚園における子育て支援活動の実施ですけれども、3歳児を対象にした保護者と幼児の体験保育が未就園児クラスで、幼稚園開放については、現在、6園で実施しておりますけれども、これを8園で実施していくものです。

さらに、私立幼稚園に在園している保護者の負担軽減を図るため、園児補助金の増額を検討していきたいということでございます。(7)非常勤職員の見直しについては、教育委員会についてもパート職員を配置している部分とか、特に時間外が多いところについては、非常勤がいるところがたくさんございます。その配置、仕事の内容も見直しを図っていこうということでございます。以上でございます。

#### ○ 学校教育部次長

学校教育部の方針と内容についてご説明させていただきます。特に重視している内容を9つ取り上げております。目標は、教育計画推進の5つのキーワードに基づく教育の共有化を目指してとしました。5つのキーワードについては、1つ目が確かな学力の育成、2つ目が豊かな人間性を育む、3つ目がヘルシースクールの推進、4つ目が安全安心の確保、5つ目がコミュニティーサポートの充実になっております。各方針等ですが、(1)で確かな学力・豊かな体験を実現する教育実践の充実をあげております。確かな学力の定着と向上を図ることは、学校教育に求められている最重要課題と受け止めております。内容については、特に学校教育3カ年計画の作成と実施を取り上げ、各学校の教育計画の内容を具体化・重点化しております。部の施策事業としては、特色ある学校づくりへの適正な予算配当、3カ年計画の成果と課題に関する適切な評価の実施、その評価結果の事後の取り組みへのフィードバック、そして日常の授業及び研究内容の公開、それらを中心に推進しております。次に(2)研修・研究体制の充実をあげました。日常の教育実践を支えておりますのは、教職員の資質・力量ですので、意識や指導力等の向上は常に求められる課題と認識する必要があると受け止めております。この課題への対応としては、指導課、保健体育課の指導主事の学校訪問を通して、事業改善に資する指導、助言を行っており、また、県及び市の研修機会の充実、特に初任者、若年層の教員の育成に努めております。また、学力向上推進校の指定、自主公開の推進、キーワードの1つでもありますヘルシースクールの推進に特に力を入れているところでございます。つづいて(3)豊かな心を育む自然・社会体験活動の充実となっております。座学による知識獲得型の学びに偏った学習指導には批判的な意見がございます。また、児童・生徒の日常も間接的な、あるいは擬似的な体験が多くなっているとの指摘がございます。そのことを踏まえ、直接体験、あるいは、体験的な活動を学習の中に取り入れることを重視するように努めております。施策の事業としましては、学校版環境ISOによる環境教育への取り組み、きらきら体験留学によります不適応問題への対応、美しい日本語の使い手の育成について、それぞれ重点化した事業を推進しております。続いて(4)開かれた学校運営の推進になります。開かれた学校づくり、開かれた教育に関する施策について、本市は他市に先駆けて積極的に推進してきております。これまでの取り組み

の上に現在、求められておりますのは、学校評価の質的な改善でございます。その課題を踏まえまして、特に学校評議員制度の充実と学校評価の改善を中心課題として、また、各学校ではオープンスクールディを積極的に設け、学校の取り組みを地域に公開しているところです。続きまして(5)特別支援教育の充実になります。本年度4月より特別支援教育に関する法制度が整えられ、本市でもその充実に努めております。教育体制の充実策としては、本年度より巡回指導職員2名を各学校に派遣する事業を開始いたしました。また、教育活動への人的支援として、補助教員、非常勤講師の配置、適正就学の充実のための就学指導委員会の開催等を中心に進めております。次に(6)ヘルシースクールの推進になります。体力づくり、望ましい生活リズムの確立、食に関する指導の充実、安全教育と環境衛生の充実、以上4つの柱を設けまして、全市的に児童・生徒の包括的な健康教育を進めております。各学校では課題について具体的な目標を設定するなどして、取り組みを重点化し、実態あるいは状況の改善に努めております。続きまして(7)安全・安心な学校づくりの推進をあげております。児童・生徒の安全を確保することは、教育実践の大前提となります。安心して学ぶ環境づくりを進めるために、また、取り組みについて、学校、家庭、地域等がそれぞれの役割を共通理解するために学校安全全体計画を作成し、配布しております。具体的に取り組む施策としては、子どもの危険予知、危険回避能力の育成、教職員の安全指導に指導に関する指導力の向上を核にして、不審者対策、パトロール車の配備、防犯カメラの設置等に取り組んでおります。続きまして(8)教育相談活動の充実をあげました。教育相談の対象となる問題、課題は学校での学習や生活に限定されるわけではなく、家庭生活、親子関係等を含め多種多様になってきております。そのような問題等への対応としては、学校教育部3課・1センターでそれぞれ窓口を設けております。学校教育に係わり大きな課題となっておりますのは、学習や集団生活への不応適状況の改善、あるいは解消の問題です。対応策としては、不登校訪問相談の実施、ライフカウンセラーの配置、適応指導教室などの各種事業を進めております。児童・生徒及び保護者のニーズに応じた相談活動あるいは学習の支援活動に努めております。最後になりますが(9)学校と地域を結ぶ人材の育成・活用をあげました。開かれた教育の観点から児童・生徒の学習や安全確保について、学校の教育活動に保護者、地域の方々に積極的に係わっていただくと共にスクールサポートスタッフの派遣や部活指導者の派遣、人材派遣のためのネットワークづくりとしまして、サポーターバンクを作成しておりますが、そういった事業を進めております。施策事業の推進によりまして、各学校の学習活動の内容や指導方法の充実が図られ、また、学習活動における安全確保にも効果をあげております。以上でございます。

## ○ 生涯学習部次長

生涯学習部の取り組みについてご説明いたします。生涯学習の推進にあたりましては、国際化、情報化、少子高齢化など社会情勢が急速に変化してきていることや人々の価値観も変化してきていること等を考慮しながら施策を実施する必要があると考えております。市民一人ひとりが生涯学習を通して自主的、主体的に活動でき、また、学んだ学習成果が地域社会に活かせる循環型の体制や多種多様な市民ニーズにも的確に応えていける体制を整備し、総合的、効果的に市民の生涯学習活動を支援していくため、18年2月に生涯学習推進計画の改訂版を策定しました。このような状況を考慮して、目標を時代にふさわしい生涯学習の実現として、実現に向けた施策の基本方針を7項目掲げて取り組んでいます。それでは、7項目の主な内容について説明をいたします。(1)いつでも、どこでも、だれでもが学べる生涯学習情報の提供ですが、18年度の取り組みとしては、①の生涯学習ガイドブックは各課が実施する各種講座、相談、教室を掲載しまして、年2回発行しているものです。18年度の発行は、588タイトルで、1,400部を作成し、市長部局を含む各課や学校、病院、郵便局等に配布しました。②の公民館情報誌、ミーティアムはミーティングとミュージアムの造語で、ミーティアムと言っておりますが、公民館の主催講座情報を掲載しまして、1回あたり150から190タイトルを掲載しまして、年2回、新聞の折込みを中心に公民館やJR駅等に設置の広報スタンドなどで配布しています。19年度の取り組みについては、同様の内容で行なっております。(2)いつでも、どこでも、だれでもが学べる学習機会の提供、(1)で情報は提供したけれども、学べるところということで、(2)で基本方針として挙げてあります。①いちかわ市民アカデミーで工夫した点ですが、18年度取り組みでは、応募者多数による抽選になりましたが、19年度は大学と協議し、定員を上回る応募者については、和洋女子大が独自に定員50に対して、93人を受け入れ、開催をしています。今後、大学側との協議や予算等との兼ね合いもございりますが、なるべく応募された方全員が受講できるような体制を考えていきたいと思っております。②の家庭教育学級については、19年度も66学級で実施しております。③の事業については、18年度は公民館を含む17箇所で開催講座等を2,091回開催し、延べ73,200の方が参加しております。19年度も同様に主催講座を開催しております。次に(3)歴史的遺産の保全と有効利用について、②の法華経寺五重塔保存修理事業は、18年19年の2ヵ年事業で実施しており、市は総工費の18.75パーセントを助成しております。19年度は工事が19年7月に終わり、同率を助成しています。徳願寺山門保存修理事業は、18年度からの3ヵ年事業であり、18年度は解体工事等を行ないました。総工費の50パーセントの助成を市が行なうことで事業は継続して行なわれております。19年度については、9月28日に地鎮祭を行ないまして、現在、基礎工事を行なって

おります。(4)公民館施設の再整備等ですが、16公民館のうち、全体的に老朽化している公民館を対象に年次計画を策定し、計画的に改修を実施しております。(5)子どもの健全育成の推進の②コミュニティクラブの充実は18年度の活動回数としましては、905回、約4万1,500人の方が参加されております。19年度は、それを上回るもしくは、新たな内容も入れながら検討をして、進行しているところでございます。③放課後保育クラブの待機児童の解消を図る施策については、19年3月末時点で43クラブを開設しております。入所児童は2,661名、待機児童は9クラブの45名でしたが、19年度8月1日時点では、保育クラブ室の増設等も一部終わりましたことから、43クラブ、入所児童が2,723人、待機児童が5クラブ、10名まで減少した状況にあります。今後、新たに中国分小学校等で学校との協議が調いましたので、西部公民館から学校内に移しまして、定員の増を図っていくことが19年度は計画されています。(6)図書館サービスの充実及び利便性の向上、①18年4月から中央図書館で祝日開館を試行しております。17年度の中央図書館の利用者が約40万1,000人に対しまして、18年度は約42万人と1万人の増加がありました。18年10月からは予約図書宅配サービスを実施しております。その成果も利用者の増につながったのではないかと考えております。こういった成果を踏まえまして、19年4月からは、行徳図書館の祝日開館を試行しております。最後の博物館サービスの充実であります。②の学校との連携を深めるというところで、18年度は小中学生の博物館体験学習を実施しました。結果として、14の小学校に対して1,360人の児童が参加しております。教員向けの体験学習研修会は3回、延べ11人の教員の方が参加されています。結果として、18年度の考古博物館の入館者は2万1,300人で、1日平均72人となっております。これに対しまして、自然博物館は年間約7万6,000人の方がご利用になりまして、1日あたり約250人の方が利用されている状況です。19年度については、入館者の増を図る観点もありまして、歴史博物館で今年初めての企画として、昔の暮らしコーナーという企画展を10月6日、土曜日から12月2日まで開催する予定になっております。内容は小学校の社会科の教科書で取り上げている資料を中心とした、30年代を中心とした暮らしの中で使われていた道具類を展示しているのと体験的なもの、例えば俵の模型を作りまして、実際に担いでもらうなどのことも企画しております。以上です。

○ 吉岡委員

19年度の取り組みの施策を見させていただいて、具体的ですばらしいと感じましたが、19年度はすでに半ばが過ぎています。この時期に18年度の成果と19年の取り組みを対比させているのかわからないです。

○ **企画調整課長**

この書式は全庁的に部長会議で、各部が順番に発表したときのものです。時期的には遅れてしまいました。来年からはもう少し早めに作成したいと思っております。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(3)市川市こども作品展・新聞展について説明してください。

○ **指導課長**

この事業は、市川市立各幼稚園の幼児や各小・中・特別支援学校の児童・生徒の日頃の学習成果の発表の場として、表現及び鑑賞活動を通して、学習の充実と豊かな心を持つ子どもを育てることを目的に昭和 25 年開始以来、本年度で 58 回目の開催となります。本年度は、11 月 15 日、木曜から 11 月 18 日、日曜までの 4 日間、市川市文化会館で開催されます。子どもたちの作品は、図画工作科、美術科、技術科、家庭科や書写の作品、及び学校新聞・学校園の写真などが出展され、毎年 2,000 点を超える出展がございます。昨年見学された方々からは、すばらしく、きれいで、最高でした。未成年者の犯罪などニュースで大きく取り上げられているので、今どきの子どもはと思っておりましたが、捨てたものではありませんでした。本当に良い作品でした。などの感想をいただいております。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(4)市川市児童生徒音楽会について説明してください。

○ **指導課長**

この事業は、市川市立各小・中・特別支援学校の児童・生徒の音楽水準の維持・向上を図るとともに発表会を通して、保護者並びに市民にも広く音楽教育に対する理解を深めることを目的に昭和 20 年開始以来、本年度で 63 回目の開催となります。本年度は 11 月 15 日、木曜から 11 月 16 日、金曜の 2 日間、市川市文化会館において開催されます。毎年、市内全小・中・特別支援学校が参加し、参加総数は 4,000 人にのぼります。これまでは、部活動中心の発表が多かったのですが、現在は、学級・学年単位での参加も多くなってきています。この 2 日間の午前・午後の部の中で市川にゆかりのあるプロの演奏家の招待演奏を聞く機会を設け、子どもたちの豊かな感性や情操・職業観を育てております。15 日はオーボエ奏者の荒絵理子さん、16 日は金管七重奏のこけももセプテットの招待演奏を予定しています。昨年の参観の方々からは、小学生も中学生も一生懸命な姿に感動しました。これからも大切な行事だと思っておりますので、ぜひ続けていって欲しいですなどのメッセージをいただいております。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(5)市川市児童生徒科学展について説明してください。

○ **指導課長**

9月8日、9日に開催いたしました児童生徒科学展についてご報告いたします。今年度の出品総数は、小学校が560点、中学校が100点、合計660点で、市内小・中学校全校からの出品がございました。作品の種類で見ると科学論文がもっとも多く420点を数え、全体の半数以上を占めております。次に科学工夫作品161点標本79点という出品になりました。当日は、各学校の宣伝のおかげで入場者数も2日間で3,411名に上り、昨年を486名上回りました。作品としましては、クモの観察や身の周りの水環境は今、などじっくり自然と向きあって書かれた論文、おもしろ万華鏡やころころ信号機、などよく考え、工夫を凝らした楽しい作品、身近な草花集や昆虫、貝などの丁寧仕上げられた標本などがございました。このうち、優秀作品27点は10月20、21日に県総合教育センターで行なわれる県の科学展に出品いたします。

○ **吉岡委員**

レベルが高いのでびっくりしました。

○ **五十嵐委員長**

次に(6)全国学力・学習状況調査の結果について説明してください。

○ **指導課長**

文部科学省からの全国学力・学習状況調査結果の提供・公表は、当初は9月に予定されており、報告をする予定でしたが、現段階ではまだ、教育委員会及び学校へは届いていない状況でございます。調査結果が届き次第1ヶ月をめどに教育委員会としての分析・対策をまとめ各学校へ通知する考えでございます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。委員のみなさまから何かございますか。

○ **吉岡委員**

地震通報のP波が10月1日から流れるということですが、学校でP波が流れた場合にどのような対応をするのですか。

○ **教育総務部長**

地震通報を受ける体制を整備した後に、5秒位しかありませんので、その間にどのように避難するのか、色々な状況を想定して考えていきたいと思っております。

○ **五十嵐委員長**

それでは、これもちまして平成19年10月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後 4 時 13 分閉会)